

第2期 三原市農業振興ビジョン 後期実施計画(案)

計画期間:令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

令和7年(2025年) 3月



三原市

目 次

三原市農業振興の基本方針	-----	1
ステージ１ 地産地消の推進	-----	3
ステージ２ 良好な農村環境の維持	-----	5
ステージ３ 安全・安心な農業の展開	-----	7
ステージ４ 適地適作による収益力（所得）の向上	-----	9
（１）地域特性を踏まえた水田農業の振興	-----	9
（２）特長を生かした園芸作物の生産振興	-----	11
（３）耕畜連携による経営の安定、生産性向上	-----	13
ステージ５ 担い手の育成と組織の再編	-----	15
（１）営農組織の再編を通じた水田農業等の経営安定	-----	15
（２）認定農業者等の育成、確保	-----	17
（３）企業参入の促進	-----	19
ステージ６ 農業生産基盤の維持、農地の集積	-----	21
（１）農業生産基盤の維持、保全	-----	21
（２）農地利用の最適化	-----	23
（３）有害鳥獣被害対策の強化	-----	25
ステージ７ ６次産業化による所得向上と販路開拓	-----	27
ステージ８ 新たな技術導入による生産性向上	-----	29

基本方針

第2期 三原市農業振興ビジョンでは、農業・農村を取り巻く様々な情勢変化を踏まえつつ、「都市と農村との相互理解のもと、地域の特徴を活かし、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立」を基本目標として掲げ、以下の「理解」「再編」「挑戦」の3つの柱に沿って具体的な施策を展開します。

都市と農村がともに育む地域農業の振興

理 解

安全・安心な市内産の農産物を安定的に供給していくという市民の期待に応えるとともに、大小様々な農業を通じてもたらされる多面的機能が、豊かな市民生活を支えていることへの理解を深め、環境にやさしい農業の取組や農業を活かした交流等を通じて、農業の振興を図っていきます。

次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立

再 編

新規就農に係る初期投資やリスクが増大し、担い手確保は益々難しくなっています。水田農業においても、農家の高齢化、担い手不足が深刻化し農業用施設等、維持管理にも支障をきたしている状況です。

このため、地域の特徴を活かした収益性の高い農業の実現に向け、集落営農の再編や新規就農者の育成等を総合的に進めながら次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立を図ります。

地域の特徴を活かした多様な取組による新たな農業の展開

挑 戦

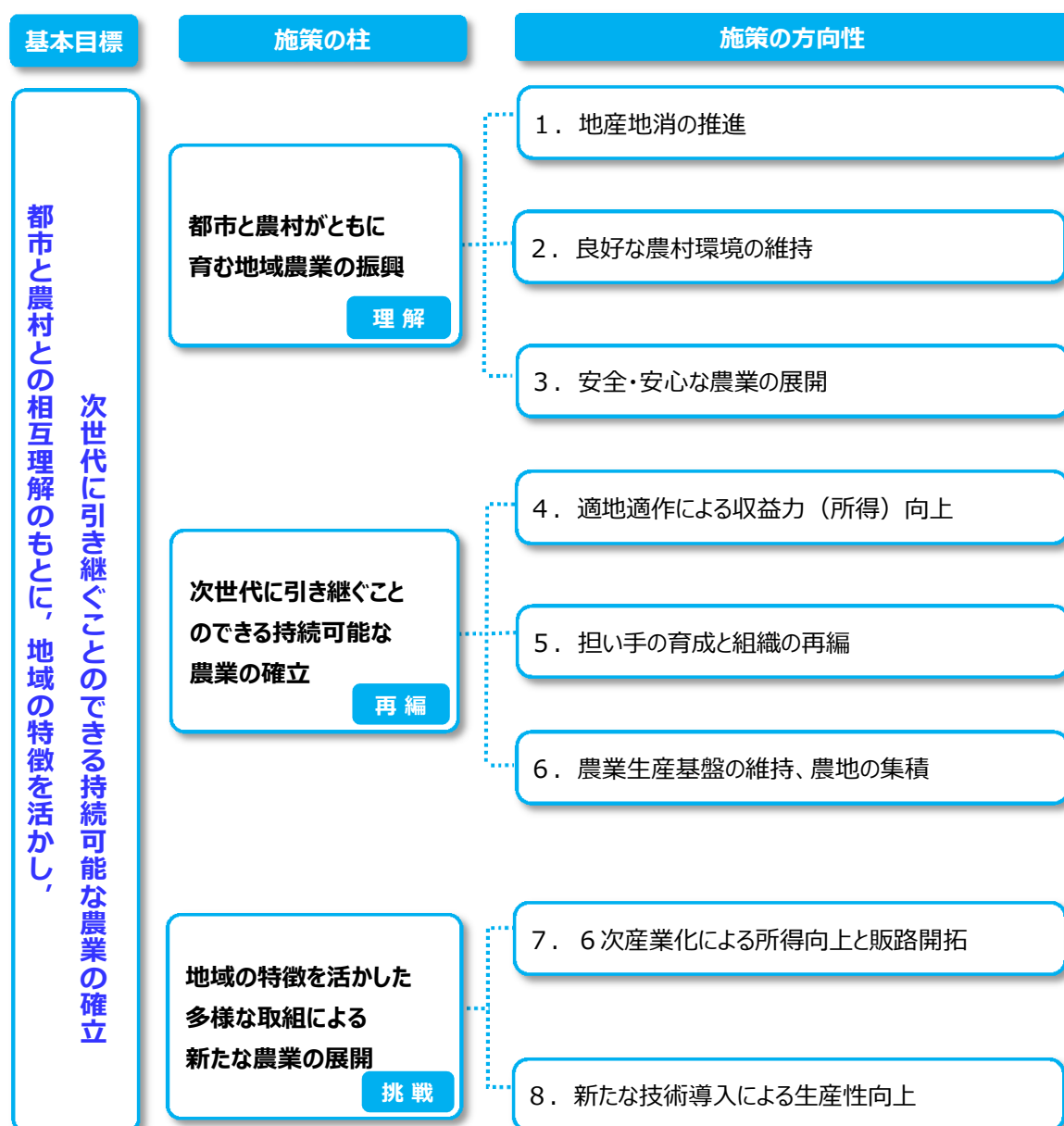
多くの農産物の価格は大規模産地を中心に形成されており、小規模産地では異なる価値を生み出していく必要があります。

本市の農業は、水稻を中心としつつも、沿岸島しょ部から山間内陸部において、野菜や果樹、畜産等、多種多様な経営が展開されています。また、交通の利便性にも恵まれ、周辺地域には多彩な食品関連企業もあります。

こうした地域の特徴を活かし、また、新たな技術導入による省力化や生産性向上を図るとともに、新商品の開発や販路開拓等、6次産業化等に取り組むことで、収益性の高い農業を確立していきます。

- 基本目標の下、農業振興施策の体系については、次の3つの柱と8つの方向性に沿って、具体的な取組を進めていきます。

農業振興施策の体系



【ステージ1】 地産地消の推進

【現状・背景】

- 市内の主要な農産物直売所の売上は、道の駅みはら神明の里や北部地域からの集荷体制の充実によって約2億円から3億5千万円程度まで増加しました。今後も需要の拡大が想定される一方、高齢化による生産者の減少等によってこれ以上出荷量を増やすことが難しい状況にあります。
- 直売所は、スーパーより値段が安いという消費者のイメージが強く、直接、収入増には結びつき難い面があります。
- 本市の学校給食の供給食数は一日あたり約6,300食で、農産物の年間使用量は約215トンとなっています。学校給食課やJA等関係者による地道な取組を通じて供給拡大が図られましたが、近年の地産地消率（地場産利用割合）は43%でこれ以上の増加は難しい状況です。
- 米、米粉はもちろんのこと、ほうれんそうやわけぎ、なす等、出荷時期にあわせて利用する品目については地産地消率が80%以上に達しているものもありますが、生産出荷者が少ないことや、たまねぎ、ばれいしょ、にんじん等、年間を通じた生産が難しいなどが背景にあり、大幅な供給拡大は難しい状況です。
- また、令和2年度（2020年度）から「うまいぞ!!みはら」給食事業を年1回実施し、農畜水産物や生産者の紹介等を通じて食育の推進とともに、地域農業や農産物への関心を高める取組を進めています。

【課題】

- 安全・安心な農産物（少量多品目）の生産、安定した供給を実現しながら、農業所得の増加に結びつく直売施設の運営を図る必要があります。
- 学校給食での地産地消率向上に向け、関係者の連携強化を図るとともに、児童・生徒を対象とした食育、食農教育の取組を一層強化していく必要があります。

【施策の目標】

- 安全・安心な市内産農産物の供給を通じて多くの市民が健康で豊かな食生活を送れるよう、農産物直売所を販売拠点として少量多品目農産物の生産・出荷の拡大を図り、また、学校給食での地場産農産物の利用拡大に向けた取組を強化していきます。あわせて、小中学校における食育活動の充実や食農教育の機会等を創出していくことで児童・生徒及び市民が農業への関心を高める契機としていきます。
- JAの合併にともない、三原産農産物の需用増進による販路拡大を図っていきます。
- 生産者が、消費者のニーズを把握、共有できる環境づくりを進めていきます。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
農産物直売所売上	百万円	423	427	433	443	455	466	478
道の駅	百万円	91	91	92	93	95	96	98
JA直売所	百万円	332	336	341	350	360	370	380
地場産農産物の使用割合(市内給食調理場)	%	43	43	43	44	44	44	45

【施策の展開】

① 農産物直売施設を核とした少量多品目の生産、出荷の拡大

○農産物直売施設を核とした生産、出荷の拡大

- 少量多品目の生産・出荷の促進（生産者への売場情報の提供、数量等に関わらず出荷できる仕組みづくり等）
- 直売機能を活かした消費者との交流、直売所出荷品目を使った食べ方の提案
- 農家間の連携や、農福連携などの参加による就農者の増員

② 学校給食への農産物供給拡大と食育の推進

○学校給食への地場産農産物の供給拡大

- 市内産農産物の供給拡大に向けた体制整備（関係者の連携強化）
- 主要農作物等の生産・供給拡大
- 安定供給のしくみづくり（契約栽培、情報共有、体制強化）

○こどもを対象とした食育、食農教育の推進

- 小中学校の児童・生徒への食育推進
- 食農教育の取組推進（市内産農業の取組例等の紹介、献立表への市内農産物紹介）

【各事業の推進主体（役割分担）】

（◎；主務 ○；連携）

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
農産物直売施設を核とした少量多品目の生産、出荷の拡大	○			○	◎
学校給食への農産物供給拡大と食育の推進					
米粉パンの導入、米飯の拡大	◎			○	
食育・食農教育の推進	◎			○	

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

【ステージ2】 良好な農村環境の維持

【現状・背景】

- 農業は、安全・安心な農産物を供給する役割だけでなく、洪水防止、土壌侵食・崩壊防止、気候変動の緩和や休養・やすらぎ等の様々な公益的機能を有し、生物多様性の保全にも影響を及ぼす等多くの役割を有しています。
- しかし、市民が農業のことを知る機会が少ないため、こうした農業のもつ機能や役割について市民の理解が進まない状況です。
- 市街地やその周辺地帯では、農薬散布や農業機械の騒音に対する地域住民の苦情や生活排水等による農業用水の水質汚濁等、農地と居住地の混在、混住化等にもなうトラブルもみられ、また、農村部においても高齢化、過疎化の進展によって、農業の担い手が不足し、農地の遊休化が進んでおり、国の制度等を活用して、農村環境が維持されています。

【課題】

- 農村地域を維持するため、農地や農業用施設を含む農村資源の保全に向けた集落共同の取組を今後とも維持していく必要があるとともに、そうした活動への参加者確保に向けた取組を強化していく必要があります。
- あわせて、保全実務に重点を置くために、事務負担の軽減をしていく必要があります。
- 農業振興に供する農地については、都市的土地利用との整序化を図り、担い手による生産性の高い農業の促進等を通じて効率的な土地利用と農村資源の保全を促していく必要があります。
- 以上の取組を通じて多くの市民が農業の多面的機能を理解・評価し、地域の農業を支えようという機運を高めていく必要があります。
- 多くの市民が農村を訪れ、安全・安心な農産物を購入したり、観光農園、自然休養村等での体験等を通じて地域の農業に触れながら理解を深める機会を創出していく必要があります。

【施策の目標】

- 本市の農地を健全に維持していく上では、農業・農村が良好に維持されることで発揮される多面的機能（洪水防止、土壌侵食・崩壊防止、休養・やすらぎ、食文化の醸成・伝承等）について多くの市民が理解し、農業を支えていこうという機運を高めていくことが必要です。
- そのため、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を強化するとともに、多くの市民が農村を訪れ余暇活動等を通じて農業・農村を理解する機会を様々な形で創出していきます。
- 農業・農村環境の多面的機能の維持・発揮に向け、関連事業への取組組織が事業を進めやすいよう、事業説明や書類作成の例を作成する等、取組組織を支援し事業面積を拡大します。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
中山間地域等直接支払協定面積	ha	1,706	1,715	1,740	1,760	1,780	1,800	1,820
多面的機能農地維持支払取組面積	ha	2,221	2,220	2,220	2,240	2,260	2,280	2,300

【施策の展開】

① 農業・農村の多面的機能の維持、発揮

- 秩序ある土地利用と良好な営農・生活環境の維持、保全
 - 農業振興地域整備計画・地域計画の適正運用
 - ※優良農地の担い手への集約、ゾーニング等検討
- 多面的機能の維持、発揮
 - 農地・農業用施設の良好な維持、保全（集落機能の維持）
 - 次世代の農家、非農家世帯員等の活動への参画、継承
 - 直接支払等制度の効率的な活用、事務負担の軽減（事業説明、書類作成等）

② 農村資源等を活かした多彩な交流の促進

- 都市と農村の交流促進
 - 農業理解の促進（農業を通じた多面的機能保全等）
 - 余暇活動、食育等、農業・農村ふれあい機会（高坂自然休養村等）の創出
 - 他産業との接点拡大（農商工等）

【各事業の推進主体（役割分担）】

（◎；主務 ○；連携）

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
中山間地域等直接支払制度の普及					
説明会の開催	◎		○		
現地確認及び指導	◎		○		
多面的機能直接支払制度の普及					
説明会の開催	◎		○		○
現地確認及び指導	◎		○		○

※1広島県東部農業技術指導所、※2広島県東部農林水産事務所

【ステージ3】 安全・安心な農業の展開

【現状・背景】

- 生産に係る安全・安心対策については、既に、JAや農産物直売所及び関係機関が連携し、農薬・肥料の適正利用に向けた指導や制度改正等にもなう情報提供、制度の周知等に努めていますが、消費者への制度の周知が十分ではなく、農産物の特性を踏まえた食品の選択、購買行動が出来ないことが危惧されます。
- 令和4年（2022年）7月に、環境負荷低減を推進するため「みどり食料システム法」が施行されました。今後、環境負荷低減の取組が国の補助金給付の要件として位置付けられることが増える状況が見込まれます。（クロスコンプライアンス※の導入、拡大）
- 化学肥料・化学合成農薬の使用を減らし、堆肥を活用した土づくり等に取り組む環境保全型農業は市内で徐々に拡大しており、環境保全型農業直支払制度の取組面積は、令和5年度（2023年度）では158haとなっています。

【課題】

- 関係機関、団体等連携を図り、農薬の適正使用の推進、栽培履歴の記帳の徹底、家畜伝染病等の防止対策の徹底、農畜産物等の適正表示を通じて安全・安心な農畜産物の生産及び出荷に努めていく必要があります。
- 消費者に対しても食品表示制度に対する情報提供を通じて合理的な食品選択ができるよう支援する必要があります。
- 市内全域で、環境負荷の低減に向け、みどりの食料システム法に則った環境保全型農業の取組とともに、安心！広島ブランド等の認証取得や認証農産物のPR等について県と連携し消費者に周知していく必要があります。

【施策の目標】

- 安全・安心な農産物の生産と供給を図るため、JAや直売所、関係機関等と連携し、農薬の適正使用及び農産物や加工品の適正表示について周知、徹底するとともに、消費者である市民が合理的な食品選択ができるよう食品表示制度等の周知を図っていきます。あわせて、環境負荷の低減、生物多様性の保全等に資するため、みどりの食料システム法に基づく農家認定の促進や、耕畜連携を通じて、土づくりを基本とした持続性の高い農業の取組を推進していきます。

指標	単位	現状		目標					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
環境保全型農業に関する取組									
環境保全型農業直接支払取組面積	ha	158	159	160	160	161	161	162	
有機堆肥活用支援事業取組面積	ha	137	138	139	140	141	142	143	
「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証取組面積	ha	128	128	129	129	130	130	131	
みどりの食料システム法に基づく認定	件	0	0	51	52	54	55	57	

※ クロスコンプライアンス：農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、「農業漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組（適正な施肥など）」に基づいた最低限の内容を実施するもの。

【施策の展開】

① 安全・安心な農産物の生産と供給拡大

- 安全・安心な農産物等生産促進
 - 農産物、加工食品等表示の適正化（巡回調査、研修会等）
 - 食品表示等消費者理解の促進（制度の周知）
 - 家畜伝染病等防止対策（関係機関連携）
 - GAP※（農業生産工程管理）認証の取得促進（啓発）

② 地域資源を活かした環境にやさしい農業の推進

- 環境保全型農業の推進
 - 地域資源を活かした土づくり（堆肥投入助成）
 - みどりの食料システム法に基づく認定の取得促進（啓発）
 - メタン排出抑制技術の定着、普及（秋耕、中干し延長、J-クレジット※検討等）
- 特別栽培農産物等の販売力支援
 - 県との連携による認証制度等促進、消費者へのPR、市HP紹介による認知度向上

【各事業の推進主体（役割分担）】

（◎；主務 ○；連携）

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
環境保全型農業に関する取組					
環境保全型農業に関する説明会の開催	◎		○		
環境保全型農業に関する現地確認および指導	◎		○		
有機堆肥活用支援事業活用の促進、認知度向上	◎				
「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証制度活用促進、認知度向上	○		◎		
みどりの食料システム法に基づく認定	◎		◎		

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

※ GAP: Good Agricultural Practiceの略。生産工程に係る点検項目に従い作業を記録、点検・評価、改善に取り組む農業生産工程管理手法の一つで、農林水産省が推奨するJGAP(ジェイ・ギャップ)に取り組まれている例が多い。

※ Jクレジット制度:CO2等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度。農業者は、クレジットの販売収入が期待できる。

【ステージ4】 適地適作による収益力（所得）の向上

（１）地域特性を踏まえた水田農業の振興（主食用米、新規需要米、加工用米、大豆、麦）

【現状・背景】

- 平成30年（2018年）産から、産地と生産者が中心となって需要に応じた生産を行う米政策へと見直しがされました。
- 米の需要の減少傾向が続くなかで、就農者の高齢化や離農、後継者不足が進み、米価低迷に加え、年々上昇する資材の高騰により、水田農業のさらなる経営環境の悪化が懸念されています。
- 現在、本市における水田農業振興の基本的な枠組みを整理した水田収益力強化ビジョンに即して経営安定に向けた各種対策を進めています。市内全域で飼料用米、久井・大和地域ではWCS用稲※、大和地域では米粉用米、ハトムギなど、地域の特性を活かした土地利用型作物に取り組んでいます。

【課題】

- 水田農業では、全国的な米の需給動向等に注視しつつ、省力化や低コスト化に向けたスマート農業等の新たな技術の導入、技術の確立及び普及に取り組んでいく必要があります。
- 主食用米については、実需者等のニーズに応じた品種への誘導、基本技術の徹底、適期作業等を通じた品質の安定、単収確保に向けた取組を進めていく必要があります。
- 新規需要米については、国や県の施策動向に注視した生産が必要です。

【施策の目標】

- 本市の農業の面的な広がりにおいて多くを占める水田農業では、地域計画に基づき、農地の担い手への集積・集約や省力化技術の導入を図りつつ、需要に即した生産をめざし、WCS用稲※や飼料用米、米粉用米等の新規需要米の生産性向上を促していきます。
- 米粉用米のさらなる需要の掘り起こしについては、新たな販路の開拓に努めていきます。

指標	単位	現状		目標					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
水田活用による生産性向上									
主食用米	ha	1,993	1,956	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
新規需要米	ha	248	233	250	259	267	269	272	
米粉用米	ha	77	56	70	72	75	77	80	
飼料用米	ha	126	135	135	140	145	145	145	
WCS用稲	ha	42	39	40	42	42	42	42	
その他	ha	3	3	5	5	5	5	5	
加工用米	ha	42	57	50	53	55	60	60	
大豆	ha	36	39	41	42	42	42	42	
麦	ha	33	52	60	62	62	65	65	

※ WCS用稲：稲の穂と茎葉をまるごと刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料

【施策の展開】

① 需要に即した米づくりの促進

- 高温耐性品種、多収品種の導入、普及
- 学校給食向け特別栽培米等の生産振興

② 収益性向上の促進

- 米粉用米、飼料用米等生産性向上支援
- 高収益確保のための畑作物の生産拡大等支援

③ 省力化、低コスト化のための技術確立、普及

- 直播栽培等普及、密苗栽培技術普及（高密度播種・稚苗移植による苗箱削減等）
- ドローン、無線草刈機、ICT等の新技術導入、普及

【各事業の推進主体（役割分担）】

（◎;主務 ○;連携）

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
需要に即した米づくりの促進	◎	○	○	◎	
収益性向上の促進	◎	○	○	◎	
省力化、低コスト化のための技術確立、普及	◎	◎	○	◎	

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

(2) 特長を活かした園芸作物の生産振興

【現状・背景】

- 野菜の生産では、わけぎ、ばれいしょ、キャベツ、ほうれんそう、トマト、白ねぎの6品目を重点振興作物とし、拡大支援を通じて生産振興を図ってきましたが、生産資材の高騰により、農家数は減少している状況です。
- 水稻以外の作物の生産が定着している農地については、水田を畑地化して畑作物（野菜等）の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進しています。
- わけぎについては生産者の高齢化が進み、生産面積は半減、出荷量は大幅に減少し、令和5年（2023年）の生産面積は4.9ha、販売量は39トンとなっています。
- キャベツ、ばれいしょなど水田を活用した野菜の生産は、排水不良とともに労働力不足等によって生産性が改善せず、面積・出荷量ともに減少しています。
- ほうれんそうやトマトについては、平成30年（2018年）より市の重点振興作物に指定し、企業による農業参入や全農ひろしまのチャレンジファーム等新たな取組によって収益性の高い施設園芸として、担い手の育成とともに産地化が期待されています。
- 果樹については、北部のもも、ぶどう、南部の柑橘など地域特性をいかした生産に取り組んでいます。柑橘の生産者は減少していますが、ニーズの高いレモン園の団地化など担い手育成も含めた生産拡大に取り組んでいます。

【課題】

- 担い手育成も含めて重点振興作物を見直し、栽培適地、生産主体とともに経営指標等を明確化し、適地適作による生産振興を図っていく必要があります。
- 生産技術の安定向上とともに、水田の排水対策の徹底、園芸用ハウスの導入と適地の確保等について一体的に推進していく必要があります。
- 産地化や地産地消の推進とともに、担い手の育成を念頭に、経営規模、所得形成の意向等に応じたモデル経営の確立と普及について関係機関、団体が連携し、共通認識のもとで推進する必要があります。
- 果樹については、地域特性を踏まえた品目について生産振興を図るとともに、さらなる需要が見込まれるレモン等については担い手育成とともに生産性向上を図っていく必要があります。

【施策の目標】

- 園芸作物では、重点6品目（野菜）を中心に産地化に向け、担い手育成と合わせて生産基盤の確保、整備とともに収益性の高い経営の実現をめざし必要な施策を進めます。
- 重点6品目以外では、担い手育成を主眼とし、地域の特性を活かした生産振興を図ります。
- 果樹についても担い手育成を主眼とし、地域の育成を活かした生産振興を図ります。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
重点6品目作付面積	ha	46		48	51	54	57	60

【施策の展開】

① 重点品目の生産振興

- 新規就農者の育成、規模拡大とあわせた生産振興対策
- 生産性の高い基盤確保（農地、排水、ハウス等）支援
- 次世代型経営モデルの構築（関係機関との連携）

② 重点品目以外の生産振興

- 地域の特長ある野菜の生産振興（振興品目）
- 農産物直売施設を核とした少量多品目の生産（野菜、花き等）
- レモン園の団地化
- 観光と連携した農業経営

③ 技術継承、生産性向上のためのICT等の導入促進

- 栽培技術の見える化、栽培管理の高度化等支援

【各事業の推進主体（役割分担）】

(◎;主務 ○;連携)

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
重点品目の生産拡大の支援等					
振興作物生産拡大支援事業(就農支援)	◎	○		◎	○
振興作物生産拡大支援事業(所得補償助成)	◎	○			

※1広島県東部農業技術指導所、※2広島県東部農林水産事務所

(3)
 耕畜連携による経営の安定、生産性向上

【現状・背景】

- 肉用牛、酪農、養豚、養鶏等、大規模経営体を含め、多彩な畜産経営が展開されているなかで、飼料の生産・供給、堆肥の製造・供給、WCS用稲の供給等、耕畜連携を通じた効率的な経営が展開されてきました。
- 飼料や燃油等の価格上昇による経営コストの増大、国内人口の減少や高齢化等にもともなう需要量の減少や嗜好の変化、さらに、輸入牛肉等の現地価格の上昇、物価上昇に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等、畜産経営を取り巻く環境が目まぐるしく変化するなかで、担い手の経営安定や次世代への経営継承等について不安視する状況もあります。
- また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生は、畜産経営に大きな被害をもたらすため、その発生、拡大等が危惧されています。

【課題】

- 大規模な畜産経営体のある久井町、大和町では稲作においても大規模な経営体が多く、畜産経営体にとっては飼料基盤の安定確保、耕種農家にとっては水田農業の収益性向上に向けて今後とも耕畜連携の取組を進めていく必要があります。
- WCS用稲や飼料用米の生産では、生産コスト、労働力、品質等での改善も求められており、生産性の高い品種導入とともに直播栽培等の省力化技術の確立、普及を図っていく必要があります。
- 耕畜連携による飼料生産とともにTMR給与方式※の導入等により、畜産業者の経営の安定を図る必要があります。
- また、家畜伝染病対策等については、関係機関・団体の連絡体制、連携強化を図っていく必要があります。

【施策の目標】

- 畜産経営では、耕畜連携による資源の有効利用、経営基盤の強化、家畜伝染病等防止対策等の徹底によって経営の安定、拡大を促します。

指標	単位	現状		目標					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
耕畜連携による飼料の生産									
飼料用米	ha	126	135	135	140	145	145	145	
WCS用稲	ha	41	39	40	42	42	42	42	

※ TMR給与方式:TMRは、Total Mixed Rations の略で混合飼料のこと。牛の養分要求量に合うように粗飼料・濃厚飼料・ミネラル・ビタミンなどをすべて混合し給餌させる方式。県内では、三次市三和町に酪農用、三良坂町に和牛用TMRセンターがある。

【施策の展開】

① 耕畜連携による畜産経営の安定、拡大

- WCS用稲等生産性向上
- 家畜排せつ物等、未利用資源の活用

② 畜産経営の拡大、安定

- 畜産経営規模拡大、生産性向上（飼料生産の外部化、飼養管理等の高度化）

③ 家畜伝染病等安全対策の徹底

- 伝染病対策等の徹底（飼養衛生管理）

【各事業の推進主体（役割分担）】

(◎;主務 ○;連携)

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
飼料の生産					
飼料用米、WCS用稲の生産	◎	○		○	○

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

【ステージ5】 担い手の育成と組織の再編

(1) 営農組織の再編を通じた水田農業等の経営安定

【現状・背景】

- 平成13年度（2001年度）以降、集落法人の設立が進み、令和5年度（2023年度）までに38法人が設立され、約831haの農地が集積されたことで、稲作における機械投資の削減や効率的な転作作物の生産等を通じて水田農業の省力化と収益向上、さらに、農地及び農業用施設等の農村資源の保全に大きく貢献してきました。
- 三原市の個々の集落法人の経営面積は、40ha未満が9割を占め、また、半数近くは20ha未満です。
- 米の需要量が年々減少し、将来的な米価とともに生産原価の高騰による経営環境の見通しが難しくなっているなかで、集落法人による従来の農地集積は年々困難な状況です。
- 既設法人では役員やオペレーターの世代交代、後継者の確保が益々難しくなっていくなかで、将来的な法人運営に不安を抱える地域も多い状況です。
- こうした状況に対応するため、一部の地域において、農業資材の共同購入や農産物の共同販売を行っている事例もあります。

【課題】

- 担い手不足に対応するとともに、1人あたりの所得を向上させ、地域農業の持続性を高めていく必要があります。
- 既存の集落法人の経営安定に向けた新たな取組として外部からの人材確保、若者等の雇用の受け入れとそのための経営高度化等に係る取組をいかに進めるかが課題となっています。
- 営農条件が良い農地と悪い農地を区別して将来の農地利用の姿を明確にする必要があります。

【施策の目標】

- あらゆる農地を集積した「規模」から、営農条件が良い農地に経営を集約する「密度」への発想転換を行い、費用対効果を見極めた省力化のためのスマート農業導入を支援し、収益性の高い「生業」としての農業を推進していきます。
- 営農条件が悪い傾斜地の農地は、中山間地域直接支払交付金等を有効に活用しながら、地域農業の持続を支援していきます。
- 農地の持つ多面的機能を保全するために、多面的機能直接支払交付金による共同活動を支援していきます。
- 農作物の有利販売や人材活用の観点から、生産活動と経営の役割を分担した組織としての二階建て方式や経営能力に優れた経営体（個人・法人）を核とした広域的な農作業受委託等、農業を取り巻く環境の変化に対応した持続性の高い経営を確立するため、集落法人等の再編、連携のための協議の場づくりを支援していきます。
- 農業従事者の高齢化が一層すすむなかで、労働力とともに事務や経営管理等に従事する新たな人材確保に向け、農業者以外への働きかけを検討していきます。

指標	単位	現状		目標					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
集落法人									
集落法人数	法人	35	35	35	35	35	35	35	35
法人・担い手間の連携									
連携の取組数(延べ)	件	1	1	1	2	3	3	3	3

【施策の展開】

① 地域計画の実行(将来像の共通認識、農地の集約)

- 営農条件の良い農地への経営の集中
- スマート農業導入促進による経費の削減

② 地域計画の実行(将来像の共通認識、農地の集約)

- 営農条件の良い生産性の高い農地の集積、集約
- 農業サービス事業者への支援
- 条件に応じた農地の多様な取組（粗放的作物導入、多面的機能維持等）

③ 人材の育成、確保の推進

- 集落営農に参画する次世代農業者等の確保、育成（就農助成等）
- 経営能力向上のための研修、専門家・講師派遣
- 外部からの経営人材の受け入れ支援

④集落法人の広域連携等の促進

- 機械共同利用、農作業受委託等連携（農業サービス利用等）、資材の共同購入、農産物の共同出荷等の促進等（連携協議の場づくり等）

⑤ 労働力の確保等支援

- 農福連携促進等、農業者間連携
- 他産地連携、求人アプリの活用（取組事例等情報提供、研修会等開催）

【各事業の推進主体（役割分担）】

(◎;主務 ○;連携)

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
法人・担い手間の連携(提案・指導・助言等)	◎	○	○	○	○

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

(2) 認定農業者等の育成、確保

【現状・背景】

- 令和5年度（2023年度）末の認定農業者数は79経営体（広域含む）で近年増加しており、うち54経営体は法人経営（うち集落法人が30）で56%を占めています。
- 部門別では、水稻（単一及び複合経営）が52経営体、野菜が9経営体、果樹が7経営体、花き・花木は3経営体、これ以外は畜産部門で酪農が2経営体、肉用牛が3経営体、養鶏が3経営体となっており、水稻部門が全体の2/3を占めています。
- 新規就農者については、J A全農ひろしまやJ Aひろしま（三原地域営農経済センター）の協力による高坂地区でのトマトの研修制度や、J A広島果実連による佐木島地区でのレモンの研修農場等が整備され、担い手育成の新しい動きとして期待されています。

【課題】

- 担い手として、三原市の農業をリードし、支えていくために、農地、施設、技術、資金、労力のほか、定住対策も含め、対応できる体制づくりを市・県・J Aと連携し、整備していく必要があります。
- 生産基盤や労働力の確保、多額の初期投資など新規就農にともなう負担が年々増加するなかで、新たな担い手を育成するには、自営就農だけでなく雇用就農の受け皿を確保し、拡大していく必要があります。

【施策の目標】

- 新規就農者には、収益性の高い農業の実現に向けて、研修制度等の受け入れ体制の整備、生産基盤の確保等に取り組み、新規就農者の確保・育成に取り組みます。あわせて、新規就農者等の雇用就農の受け皿の確保も念頭に企業的经营体の誘致に取り組んでいきます。
- 認定農業者には、農業経営における省力化・効率化による所得向上の取組として、スマート農業の普及に取り組んでいきます。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
認定農業者数	者	79	79	79	80	80	82	82
個別経営	者	25	25	25	26	26	27	27
法人経営	者	54	54	54	54	54	55	55
新規就農者(累計)	人	28	30	32	34	36	38	40
研修生	人	0	0	1	1	1	1	1

【施策の展開】

① 新規就農者の受け入れ・育成体制の充実

- JAひろしま（三原地域営農経済センター）、JA全農ひろしまとの連携による「三原市における新規就農支援プラン」の実施
- 新規就農者への研修支援（定着等の支援）
- JA広島果実連による佐木島（鷺浦農園）レモン農園の拡大
- 認定新規就農者への経営支援（国：農業次世代投資事業・経営開始型）
- 認定新規就農者へのきめ細かいフォロー実施（就農状況確認、経営実態把握）

② 認定農業者の育成支援

- スマート農業の導入支援
- 認定農業者への経営支援（経営診断、営農相談、農業制度資金、準備金制度）
- 農地集積・集約、省力化のための農業用機械施設の導入支援
- 農福連携促進、女性・高齢者等あらゆる人材の活用検討（取組事例等情報提供、研修会等開催）
- 他産地連携、求人アプリの活用（取組事例等情報提供、研修会等開催）

【各事業の推進主体（役割分担）】

（◎；主務 ○；連携）

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
新規就農者の受け入れ・育成体制の充実					
新規就農者研修支援	◎	○	○	◎	
新規就農者独立支援（経営開始型）	◎	○	○	○	
認定農業者の育成支援（三原市農業経営改善支援センター）	◎	○	○	○	○

※1広島県東部農業技術指導所、※2広島県東部農林水産事務所

(3) 企業等による農業参入の促進

【現状・背景】

- 農業に参入した企業は、13経営体あり、現在、9経営体が経営し、農地集積面積は60haに及び、各経営体が複数の従業員を常時雇用する等、様々な波及効果が発現しています。
- 多くは野菜等園芸作物の生産を中心とした経営に取り組まれています。生産技術とともに資機材等調達や労力確保、出荷・流通体制等を含めて農業参入は多くの負担とリスクを抱えることが多い状況です。
- 一方で、資本金とともに経営ノウハウを有した大規模経営体の参入が今後の農業振興を図っていく上では不可欠な要素となっています。
- 市内の参入事例においても、意欲ある若者の雇用によって、農業経営のみならず地域の後継者の育成、確保を図っていくうえでも大きな期待が寄せられています。

【課題】

- 経営の安定と高度化の視点から、大規模経営に取り組む企業の誘致とともに、参入企業を支援する等、市として主体的に担い手を育成、確保していく必要があります。
- また、大規模経営が可能な、まとまった農地や営農計画に必要なデータの情報提供等、関係機関と連携し、企業等誘致のための取組を進めていく必要があります。

【施策の目標】

- 関係機関と連携し、参入企業の情報収集を行い、積極的に誘致に取り組んでいきます。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
農業参入企業数	件	9	9	10	11	12	13	14

【施策の展開】

① 農業参入企業の受入れに向けた情報提供

- 地域計画に基づく農地情報の把握と紹介
- 企業が求める情報（目的に沿った農地）を迅速に提供できるデータの蓄積
- 雇用就農のための人材データ作成

【各事業の推進主体（役割分担）】

（◎；主務 ○；連携）

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
農業参入企業への支援					
企業誘致の相談対応	◎		○	○	
企業誘致支援（農地調整、基盤整備等）	◎		○		

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

【ステージ6】
 農業生産基盤の維持, 農地の集積

(1)
 農業生産基盤の維持、保全

【現状・背景】

- ほ場整備をはじめ、農業用施設の整備は概ね完了しています。現状では、三河ダムを水源とするパイプライン整備や、必要に応じて、深見地区でのほ場整備を進めています。しかし、過去の整備施設では経年劣化による機能低下が見られ、ため池では老朽化とともに、権利関係が複雑化することで管理の対応に苦慮する状況も生じています。
- 農業用施設の老朽化に対しては、関連施策を活用し機能維持や長寿命化の活動に取り組んでいます。が、高齢化による活動参加者の減少や制度活用に伴う事務負担の軽減を求める声も少なくありません。
- 排水機施設の老朽化が進んでおり、定期的に点検し、機器や設備の動作を確認し、必要に応じて改修や部品交換等を行っています。

【課題】

- 水利施設は、長期間にわたり使用されるため、定期的な点検や保守作業が必要です。早期に劣化を発見し、適切に修繕を行うことで機能低下を防ぎ、その結果を基に必要な修繕計画を立てる必要があります。
- ため池の老朽化と権利関係の複雑化については、地域住民との協議を重ねながら、管理規約の整備や権利関係の整理を進める必要があります。さらに、地域住民への情報提供や研修を行い、共同管理の意識を高めることも必要です。
- 設備が旧式のため、排水機施設の運転・管理が、負担となっています。
- 大型機械導入には、区画の再整備が必要です。

【施策の目標】

- 収益性の高い農業、持続可能な水田農業の確立に向け、導水路等農業用施設の維持保全に係る集落共同作業等の取組を促進します。
- 排水機施設の運転・管理については、I C T化による効率化に取り組みます。
- 生産性の高い農地の再整備に取り組みます。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ほ場の整備(深見地区)	ha	—	—	13.3	—	—	—	—
三河ダムパイプライン(支線配水施設)整備	m	66,989	—	70,000	—	—	—	—

【施策の展開】

① 農業用施設の維持、保全のための活動促進

- 集落共同活動の促進、支援（多面的機能直払）
- 後継者確保等啓発（他出後継者、非農家への啓発）
- 事務負担の軽減、広域的・組織的対応の促進
- ICT化による自動運転などの施設管理の効率化

② 農業生産向上のための基盤整備の推進

- 生産性の高い農地の再整備

【各事業の推進主体（役割分担）】

(◎;主務 ○;連携)

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
ほ場の整備					
農業競争力強化基盤整備事業	○		◎		○
基盤整備促進事業	◎		○		○
三河ダムパイプライン整備(支線配水施設の整備)	○		◎		○

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

(2) 農地利用の最適化

【現状・背景】

- 担い手への農地集積は集落法人も含めて1,274haで、耕地面積に対して約3割に留まっており、農家の高齢化、担い手不足によって水田を中心に農地の利用率の低下による遊休農地の拡大が懸念されています。
- こうしたなかで、農地中間管理機構法等の改正によって、農地中間管理機構を通じた農地集積が進められており、実績は593ha（令和6年（2024年）10月末現在）となっています。
- 集落営農等の再編を通じて水田農業の経営安定、持続性の確保に努めていくなかでも、すべての農地を維持、管理していくことは難しい状況となっています。
- 市内19地区において、地域での話し合いにより、将来の地域農業を計画した地域計画を策定しました。

【課題】

- 集落の農地、農業用施設等の維持、保全等に係る活動も含め、地域住民の話し合いにより、地域計画を見直しながら実践していく必要があります。具体的には、営農条件の良い農地については、収益性の高い農業をめざす意欲のある担い手に集約し、営農条件の悪い農地についても、国の交付金等を活用しながら保全を図るとともに、利用条件（形状・まとまり）、所有条件（所有者の在・不在）、周囲への影響等考慮しつつ農地利用の基本的な考え方等について検討、整理していく必要があります。

【施策の目標】

- 地域計画策定を通じ、地域が抱える課題が「見える化」されることから、地域状況に応じた取組を支援していきます。
- 地域の話し合いによる地域計画の更新を進め、農地の集積・集約により、効率の良い農業経営ができるよう、取り組んでいきます。
- 担い手への農業集積率を5年間で31%から40%とします。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
担い手(集落法人、認定農業者、農業参入企業)への農地集積率								
農地集積率	%	31		33	35	37	39	40

【施策内容】

① 優良農地の担い手への集積促進

- 地域計画の策定、更新による農地集積・集約や、話し合い等支援
- 地域計画を利用した優良農地情報の管理

② 立地条件を踏まえた多様な農地利用の促進

- 農業振興地域整備計画の見直し、適正運用
- 条件別農地利用・保全の在り方検討

【各事業の推進主体（役割分担）】

(◎;主務 ○;連携)

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
農業振興地域整備計画の見直し					
農業振興地域整備計画の見直し	◎		○	○	
地域計画を通じた担い手の育成					
地域計画(策定、更新)	◎	○	○	○	○
農地集積を通じた生産基盤の確保					
農地中間管理事業を活用した農地集積	◎		○		○
交付金による集積支援(機構集積協力金等制度活用)	◎		○		○

※1広島県東部農業技術指導所、※2広島県東部農林水産事務所

(3) 有害鳥獣被害対策の強化

【現状・背景】

- 有害鳥獣による農作物被害は、最も多かった平成26年（2014年）の約2,200万円から半減していますが、依然としてイノシシを中心に多くの被害が発生しており、ここ数年の傾向ではシカ、サルや小動物の被害が増加しているなかで、横ばいとなっています。
- こうしたなかで、地域住民の主体的な取組を前提としてモデル地区を設定し、侵入防止柵の設置等とあわせて、専門の指導員を配置して集落ぐるみによる総合的な取組を促すなかで、一定の成果を上げており、現在、こうした取組を波及させている状況です。
- 侵入防止柵の設置については、農業者に対し、個人の助成に加え、受益者3戸以上による共同設置についても助成を行っています。また、非農業者に対しても原則受益者10戸以上による総合的な取組に対して助成を行っています。

【課題】

- 有害鳥獣が出にくい「環境改善」、「侵入防止」のための柵の設置、それらを実施したうえでの有害鳥獣の効果的な「捕獲」等、総合的な対策を継続的に実施していく必要があります。
- あわせて、侵入防止柵の設置に係る支援、捕獲のための狩猟免許の取得補助や、地元住民、指導員、捕獲班の連携と役割分担の明確化とともに、地域が主体となった取組を進めていくことが課題です。
- これまではイノシシ対策を中心に侵入防止柵の設置を行ってきましたが、その他の有害鳥獣に対しても効果を発揮する柵の設置を進めていく必要があります。
- 人口減少や高齢化による農地周辺の環境改善や設置した柵の維持、管理が困難となっています。
- 捕獲者の高齢化により、今後の捕獲の取組が困難となることが予想されるため、新たな仕組みが必要です。

【施策の目標】

- 有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、地域の主体的な取組を基礎として専門の指導員等による支援体制を確保し、「環境改善」「侵入防止」「捕獲」による総合的な対策を図っていきます。
- 指導から捕獲までの総合的対応が可能となる実施隊により、対策の強化を図っていきます。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
野生鳥獣による農作物被害額(農業共済被害額)	千円	9,268	8,847	8,426	8,005	7,584	7,163	6,742

【施策内容】

「環境改善」「侵入防止」「捕獲」等総合対策の推進

- 集落ぐるみでの実効性の高い取組に対する支援
- 勉強会開催、環境改善・侵入防止に対する支援、効率的な捕獲に対する支援
- 重点実施地区（モデル地区）を起点とした他地域への波及
- 営農指導員や実施隊員による総合的な対策指導の強化
- ICTを活用した効率的な被害対策

【各事業の推進主体（役割分担）】

(◎;主務 ○;連携)

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
集落ぐるみの鳥獣被害防止対策					
勉強会の開催	◎				○
現地研修会の開催	◎				○
モデル集落周辺への被害防止対策の波及と被害相談への現地対応	◎				
捕獲強化の取組み					
緊急捕獲等対策事業	◎				○
狩猟免許取得費補助事業	◎				○

※1広島県東部農業技術指導所、※2広島県東部農林水産事務所

【ステージ7】 6次産業化による所得向上と販路開拓

【現状・背景】

- 農産物等の需要形態の変化とともに、産地や出荷ロットの大型化が進むなかで、出荷規模の小さな産地では市場競争力が弱く、収益確保が難しい状況となっています。
- 野菜等の園芸作物の生産拡大を図るうえでも、排水不良や労力不足等の水田農業特有の問題によって生産性が改善しないなかで、本市の農業の多くを占めている水田農業の所得向上をめざし、6次産業化を通じた新規需要米の生産振興を進めています。
- 水田農業を取り巻く環境は今後も厳しくなることが予想されるため、新規需要米の需要を創出し、特定の需要に結び付いた売り先を確保することで、水田農業における戦略作物を増やし、水田農業の所得向上に結び付ける取組に期待が寄せられています。
- 平成30年（2018年）に三原市6次産業化推進協議会を立ち上げ、実需者との連携による米粉用米の需要拡大及び6次産業化を通じた新規需要米（米粉用米）の生産振興による水田農業の所得向上に取り組んでおります。
- 令和3年度（2021年度）から米粉を含む市内産農畜水産物を使用した6次産業化における商品開発及び販路開拓等に取り組む市内事業者への支援を継続し、商品開発、販促物の作成、新たな販売方法の導入への支援をしています。

【課題】

- ニーズに沿った品種の生産及び特性を有する商品の提供や市内産農畜水産物とその加工商品の情報発信、関係機関や実需者とのマッチングを行い、消費の拡大につながる活動を行う必要があります。

【施策の目標】

- 農畜産物生産者の所得向上に向け、現在取り組んでいる6次産業化推進事業により、関係機関や事業者との連携強化を図りつつ、生産から加工、販売までの取組を一体的に推進していきます。
- 異業種間の交流や連携により、魅力ある商品開発や販路開拓を進めていきます。

指標	単位	現状		目標				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
6次産業化に関する支援を活用した商品の売上額※	万円	4,773		4,868	4,964	5,059	5,155	5,250

※現状値は、支援を活用した事業者への聞き取り値の合計

【施策の展開】

① 三原市6次産業化推進協議会での6次化商品の開発等の推進

- 生産から加工、販売まで総合的な事業展開の推進
- 新商品開発、販路開拓、観光連携等の推進
- 関係機関等とのマッチング（県、商工会議所、商工会、JA、実需者、市他部署（ふるさと納税返礼品）、イベント等）

② 新たなプロジェクトの創出

- 市内産農畜産物の異業種間交流・連携の推進

【各事業の推進主体（役割分担）】

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
事業企画の検証					
何を、誰に、どこで、どのくらい、いくらで販売する等、将来的な目標設定	○				◎
農畜産物及び類似加工品の生産・製造・販売の現状把握及び分析並びに課題抽出	◎				◎
地域への貢献度、目標達成の実効性等	◎				○
事業の実施					
生産振興・指導	◎	○			
農商工連携の推進 (1次・2次・3次産業事業者のマッチング)	◎				
6次産業化事業費補助	◎				○
事業実施後の検証					
目標の達成状況 (未達成の場合、要因分析及び改善策の策定)	◎				○

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所

【ステージ8】 新たな技術導入による生産性向上

【現状・背景】

- 高齢化、過疎化の進行とともに、労働力不足の問題は特に中山間地域における水田農業を維持する上では大きな問題となっています。
- こうしたなかで、国では、スマート農業の実現に向けた様々な技術開発や実証が進められ、ドローン防除や無線草刈機、直播栽培等、既に実用化されている技術もあり、今後のさらなる技術開発に

【課題】

- スマート農業の導入にあたっては、データの取得・入力、共有化や取り扱い、技術や精度、多額の費用負担等、課題も多く、今後の動向を注視していく必要があります。
- 農作業の省力化、軽労化等に係る技術等の導入や普及等を効果的に進めていく必要があります。
- 生産性向上により所得の向上に結び付く技術の実用化や普及等を推進していく必要があります。

【施策の目標】

- 農家の高齢化、担い手及び労働力不足が深刻化するなかで、省力化・低コスト化に係る技術導入は喫緊の課題となっており、現在も、国の研究機関や企業、全国の自治体等によってスマート農業の実証事業等が進められています。本市においても、最新技術の動向を注視し、現場での実用性や費用対効果等を見極めつつ、効果的な導入や普及に結び付くよう今後も実地検証や普及活動を進めていきます。

〔スマート農業取組件数〕

指標	単位	現状			目標				
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
試験件数 (累計)	件	2	4	7	8	9	10	11	12
(単年)	件	2	2	3	1	1	1	1	1
導入件数(延べ) (累計)	件	2	13	17	26	41	56	71	86
(単年)	件	0	13	4	9	15	15	15	15

導入件数(種類別) (累計)	件	0	1	3	5	6	7	8	9
(単年)	件	0	1	2	2	1	1	1	1

【施策の展開】

① スマート農業の推進

- 効果が認められた省力化技術の普及、波及
- 新たな効果が期待できる省力化技術の検証

【各事業の推進主体（役割分担）】

(◎;主務 ○;連携)

項目	市	指導所※1	農林※2	JA	その他
スマート農業の推進(省力化技術の検証、普及)	◎	○	○	○	○

※1広島県東部農業技術指導所、 ※2広島県東部農林水産事務所